

「新都市計画マスタープラン（素案）」のパブリック・コメントの実施結果について

「新しい総合計画」の基本計画（素案）と同時に行った、「新都市計画マスタープラン」（素案）のパブリック・コメント等の実施結果について、次のとおり報告します。

1 パブリック・コメントの概要

(1) 実施期間

平成21年6月10日（水）～7月10日（金）

(2) 募集の周知

ア 市ホームページ

イ 広報さがみはら（6月1日号 号外）

(3) 資料配布場所

- ・都市計画課、市役所・各総合事務所の行政資料コーナー、各出張所・公民館において素案の閲覧及び概要版を配布
- ・市ホームページにおいて、素案及び概要版を電子データで配信

(4) 提出方法

直接持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法により都市計画課へ提出

2 意見提出状況

(1) 意見提出者数

1, 241人

(2) 意見の内訳

全体的な事項に関すること	6件
全体構想（都市づくりの方針を除く）に関すること	3件
土地利用の方針に関すること	12件
都市力を高める都市づくりの方針に関すること	11件
交通体系の方針に関すること	1, 243件
環境と共生する都市づくりの方針に関すること	23件
都市づくり関連施設の方針に関すること	2件
魅力的な景観づくりの方針に関すること	2件
快適な住環境づくりの方針に関すること	2件
災害に強い都市づくりの方針に関すること	2件
地域別構想に関すること	19件
マスタープランの実現に向けてに関すること	3件
線引きに関すること	7件
その他の事項に関すること	18件
合計	1, 353件

3 主な意見等

(1) 全体構想（都市づくりの方針を除く）に関すること

- ・「環境と共生する」という表現は、自然環境を基盤とする「うるおいといこいのゾーン」（津久井地域）でこそ使うべきと考える。

(2) 土地利用の方針に関すること

- ・全体的に構想、予想、夢プランとしては良いが、実現にあたっては、行政の力のほかに、住民の力や民間の力が必要となり、その方がうまくいく場合もあると考える。
- ・津久井（旧津久井郡）においては、林業の産業化を実現し、豊かな自然を保全しながら、人や生き物が住みやすい環境をつくってほしい。
- ・住宅地や緑地における無秩序な開発を許容し、放置してはいないか。

(3) 都市力を高める都市づくりの方針に関すること

- ・相模原と橋本を一体的なエリアとする「首都圏南西部における広域交流拠点」においては、人気の商業施設の誘致などを図ってほしい。
- ・省CO₂に配慮し「環境と共生する都市づくり」を進めるとしているが、「新しい産業の拠点」のみならず、市域全体として取り組むべきと考える。
- ・相模原市は、都心からのアクセスもよく、自然環境に恵まれているため、都心から人を引き込む観光を考えるべきである。
- ・高尾山の登山客を相模湖方面に誘導できないか。

(4) 交通体系の方針に関すること

- ・BRT計画は、税金の無駄であるとともに、多くの住民が反対している。計画から「幹線快速バスシステム（BRT）に関するすべての記述の削除」を要求する。
- ・新しい交通システムの早期導入を希望する。
- ・リニア中央新幹線の駅が市内に設置された場合の相模線の重要性について、厚木や茅ヶ崎方面の利用者動向の観点から分析を行う必要がある。
- ・小田急多摩線の延伸に関して、交通利便性や自然との調和を考慮するのであれば、相模線の増発や複線化等による輸送力の強化を図った方がよいと考える。
- ・津久井広域道路については、信号機の数を限定し、「橋本駅」から「藤野駅」まで車やバスで、20分から30分程度で到着すべきと考える。また、急行バスを走らせ、自家用車の利用を抑制する必要がある。

(5) 環境と共生する都市づくりの方針に関すること

- ・環境、水、みどりの保全・再生は、市の行政区域だけでは実現が困難であるため、他の地域との連携を明確にし、方針に取り入れるべきである。
- ・70万都市にふさわしい「大規模・総合緑地公園」をつくるべきである。
- ・城山や津久井、藤野など、森や山の環境を整備することを進め、ハイキング客の取り込みを図ってほしい。
- ・エコ住宅奨励補助制度や田園住宅の普及の下で、エコニュータウンを建設すべきである。

「線引きに向けた津久井地域の都市づくり（将来像）の説明会」における市民意見について

津久井地域（城山町を除く）の都市計画の見直しに向けて、新都市計画マスタープラン素案に基づき、「線引きに向けた津久井地域の都市づくり（将来像）の説明会」を開催したので、その結果について次のとおり報告します。

1 説明会の概要

- (1) 説明会開催期間
平成21年7月1日（水）～7月5日（日）
- (2) 開催回数
6回（6会場）
- (3) 参加人数
700人

2 意見の内訳

全体的な事項に関すること	8件
全体構想（都市づくりの方針を除く）に関すること	4件
土地利用の方針に関すること	5件
都市力を高める都市づくりの方針に関すること	2件
交通体系の方針に関すること	11件
環境と共生する都市づくりの方針に関すること	2件
都市づくり関連施設の方針に関すること	2件
魅力的な景観づくりの方針に関すること	0件
快適な住環境づくりの方針に関すること	0件
災害に強い都市づくりの方針に関すること	1件
地域別構想に関すること	39件
マスタープランの実現に向けてに関すること	2件
線引きに関すること	27件
その他の事項に関すること	0件
合計	103件

3 主な意見等

(1) 津久井町

- 線引きをしても、市街化調整区域で開発許可をすれば意味が無いのではないかと。津久井地域では、既存のみどりを活用し、大規模な公園をつくり、市域全体のみどりとして活用すべきである。

- ・あまり現状が変わらないのに、市街化区域と市街化調整区域に区分されるが、区分する上での基準はあるのか。
- ・三井～中沢経路で、橋本までバスを走らせてほしい。
- ・優良田園居住型住宅については、他地域から人を呼び込める施策であるため、評価できる。

(2) 相模湖町

- ・線引きにより地域の活性化を図るといっているが、箱根町のように非線引きでもまちづくりを行っている市町もある。高齢化が進む中で、帝京大学の移転の噂があり、人口減少が懸念され、高度成長期のまちづくりの手法では通用しないのではないのか。また、過疎地対策としては、市街化調整区域の土地利用が重要であると認識している。
- ・この計画では、具体的な施策や場所、実施時期などが分からないし、財政においても、可能な計画なのか。
- ・津久井湖北岸道路の整備をお願いしたい。
- ・耕作放棄地などを活用した田園住宅などを進め、定住化を図ってほしい。
- ・旧町の用途地域では土砂崩壊等の可能性のある場所などが指定されており、実際に崩れた場所などもある。十分配慮してほしい。
- ・帝京大学が移転しないよう取り組みを強化してほしい。

(3) 藤野町

- ・まちづくりに関するビジョンは必要であるが、実情は、歩道が無いと怖くて散歩も出来ない。歩行者環境の充実が必要である。
- ・中央線により、約1時間で都心にアクセスできる環境がありながら、自然保護の名目の下で何も出来なかった状況を打破して欲しい。人口も少ない地域なので、市街化区域にする必要は無いのではないのか。また、国道20号の拡幅整備は非現実的で、広域につながる県道上野原線（吉野上野原停車場線）の拡幅を先に整備してほしい。
- ・合併時点において、線引きと政令指定都市については、議論されなかった。合併してすぐに、これらを進めることにより信頼関係が崩れた。いかにして、信頼関係を取り戻すのか。また、地方分権の流れの中で、線引きと非線引きの都市計画区域が混在する状況(1市2制度)を国に認めるよう働きかけてほしい。

「新都市計画マスタープラン（素案）」に関する津久井4町地域協議会からの意見書について

「新しい総合計画」の基本計画（素案）と同時に行った、「新都市計画マスタープラン」（素案）のパブリックコメント等の実施にあたり、「地域自治区の設置に関する協議」第8条第2項第4号の規定に基づき、津久井4町の地域協議会に意見照会を行い、意見をいただいたので、その結果について次のとおり報告します。

1 津久井4町地域協議会からの意見書

- (1) 平成21年7月 2日（木） 藤野町地域協議会
- (2) 平成21年7月 7日（火） 相模湖町地域協議会
- (3) 平成21年7月 9日（木） 城山町地域協議会
- (4) 平成21年7月10日（金） 津久井町地域協議会

2 意見の内訳

全体的な事項に関すること	12件
全体構想（都市づくりの方針を除く）に関すること	2件
土地利用の方針に関すること	8件
都市力を高める都市づくりの方針に関すること	4件
交通体系の方針に関すること	6件
環境と共生する都市づくりの方針に関すること	4件
都市づくり関連施設の方針に関すること	1件
魅力的な景観づくりの方針に関すること	0件
快適な住環境づくりの方針に関すること	0件
災害に強い都市づくりの方針に関すること	2件
地域別構想に関すること	1件
マスタープランの実現に向けてに関すること	0件
線引きに関すること	0件
その他の事項に関すること	2件
合計	42件

3 主な意見等

（1）藤野町地域協議会

- ・後継者不足の問題や少子高齢化のため、「緑住集落地区」では過疎化が進んでいる。地域のコミュニティの問題は、単にハード的での取り組みだけでは解決できず、総合計画のソフト面での施策による対応が必要である。

- ・提言書では、藤野町地域が相模原市の「北の玄関口」として、良好な自然環境と水資源を活かし、都市住民との交流拠点を目指すこととしている。この点については、都市力の向上に向けた施策の1つとして、取り組むことが必要である。
- ・藤野町地域の「都市づくり関連施設の方針」においては、相模湖などの水質の向上を促進するとともに、水源を地域資源として活用することについて、関係機関と協議、検討を進めるとしている。これは、藤野地域として期待するところであり、パートナーシップ制度等も活用して推進することが必要である。

(2) 相模湖町地域協議会

- ・合併時の「新市まちづくり計画」における「ふるさとの森整備事業」や「インダストリアルフォレスト計画の推進」など、各事項については具現化させ、本計画に反映していただくようお願いする。
- ・民間テーマパークを踏まえた、「新たな産業拠点の形成」については、地域雇用をはじめとした経済の活性化が期待され、定住にもつながり喜ばしい。しかしながら、交通量の増加に伴う地域への多大なる影響も同時に予想されるため、早急に地域の交通ネットワークづくりを進めていただきたい。

(3) 城山町地域協議会

- ・誰もが利用しやすいバス交通の充実化方策の検討にあたっては、地域住民との対話を大切にし、地域の実情にあった実現化方策を、市民協働のもとで検討していただきたい。
- ・さがみ縦貫道路（仮称）城山インターチェンジ周辺の土地利用については、無秩序な土地利用を防止する上でも、適切な都市的土地利用への転換、保全すべき農地の保全施策など、土地利用施策を積極的に進めていただきたい。
- ・今後、個別具体的な計画を策定する際には、提言書の内容を反映しつつ、市民との協働により、取組まれるようお願いしたい。

(4) 津久井町地域協議会

- ・津久井町地域は、町制時代から出張所単位で地域コミュニティの活動を進めてきており、「地域の拠点」は中野地域だけでなく、出張所・連絡所単位である6箇所となるべきである。
- ・道志川や津久井湖、宮ヶ瀬湖はもちろんのこと、「環境と共生する都市づくり」においては、住民の暮らしの身近にある河川や緑地の保全・育成が重要である。
- ・合併時の「新市まちづくり計画」において位置づけられた事業が、素案に掲載されていない。旧町の構想や計画どおりの実現を求めるものではないが、「地域づくりの方針」を含めて、何らかの形で位置づけるべきである。

都市計画マスタープラン（素案）修正箇所一覧表

資料4

該当箇所			修正後	修正前	備考
No.	頁	行			
	26	27	<p>4-1土地利用の方針 (3)地域活力を維持するための土地利用(土地利用の整序) ①緑住集落地区 ・既存の集落地では、<u>良好な自然環境や営農環境との調和を図りつつ、地域コミュニティの維持など、地域の実情に応じた秩序ある適切な土地利用を誘導します。</u> 上記のとおり、表現を修正する。</p>	<p>4-1土地利用の方針 (3)地域活力を維持するための土地利用(土地利用の整序) ①緑住集落地区 ・既存の集落地では、<u>地域コミュニティの維持を図るなど、地域の実情に応じて農地や緑地などの自然環境と調和した一定の土地利用を許容します。</u></p>	<p>地域協議会からの全体構想と地域別構想の語句の統一をすべきとの意見を踏まえて、地域別構想に方針をあわせる。</p>
	32	9	<p>4-2都市力を高める都市づくりの方針 (3)新たな産業拠点の形成 ③地域資源を生かした観光交流の創出 ・津久井湖、城山湖、宮ヶ瀬湖、相模川及び道志川などの水に親しむエリアでは、<u>自然環境を生かして、観光、文化、レクリエーションの拠点づくりを進めます。</u> ・相模湖湖畔地区、津久井湖、宮ヶ瀬湖及び相模川などの観光交流を促進する地区では、<u>エリア内の回遊性を高めるとともに、各エリア間のネットワークの形成を図り、観光交流を創出します。</u> 上記のとおり、表現を修正する。</p>	<p>4-2都市力を高める都市づくりの方針 (3)新たな産業拠点の形成 ③地域資源を生かした観光交流の創出 ・津久井湖、城山湖、宮ヶ瀬湖、相模川及び道志川などの水に親しむエリアでは、<u>自然環境を生かして、観光、文化、レクリエーションの拠点づくりを進めるとともに、それぞれのエリアにおけるネットワークの形成を図り観光交流を創出します。</u></p>	<p>地域協議会からのエリア内の回遊性の向上及びエリア間のネットワークの形成の二つの視点が必要という意見を踏まえ、文章を分割する。</p>
	35	6	<p>4-3交通体系の方針 (2)地域を支える交通環境の充実 ①地域を結ぶ公共交通網の整備 ・相模大野駅と原当麻駅を結ぶルートを基本とした新しい交通システムの導入により、<u>交通利便性の向上や拠点間の連携の強化を図ります。また、ルートなど、さらに検討を進めるとともに、他の地域への展開についても検討します。</u> 上記のとおり、表現を追加し、修正する。</p>	<p>4-3交通体系の方針 (2)地域を支える交通環境の充実 ①地域を結ぶ公共交通網の整備 ・相模大野駅と原当麻駅を結ぶ新しい交通システムの導入により、<u>交通利便性の向上や拠点間の連携の強化を図ります。さらに、他の地域への展開について検討します。</u></p>	<p>パブリックコメントの意見や本市における政策を踏まえ、ルートなど十分な検討を今後も進める意を追加し修正する。</p>

該当箇所			修正後	修正前	備考
No.	頁	行			
	54	16	<p>4-8災害に強い都市づくり方針 (1)震災に強いまち ①震災に強い市街地の形成 ・郊外地域や中山間地域においては、震災時の被害を最小限に抑えるために、都市的土地利用のコントロールや適切な土地利用の誘導を行なうほか、<u>避難場所や避難所などの充実やライフラインの耐震化を促進します。</u> 上記のとおり、表現を追加する。</p>	<p>4-8災害に強い都市づくり方針 (1)震災に強いまち ①震災に強い市街地の形成 ・郊外地域や中山間地域においては、震災時の被害を最小限に抑えるために、都市的土地利用のコントロールや適切な土地利用の誘導を行なうほか、<u>防災拠点の充実やライフラインの耐震化を促進します。</u></p>	<p>地域協議会からの防災拠点が不明確という意見を踏まえて、例示を追加する。</p>
	74 79 83 87	22	<p>各地域 地域づくりの方針(案) 8. 災害に強い都市づくりの方針 ④地盤が脆弱な山間部の溪流などでは、集中豪雨などにより土石流発生の危険性があるため、砂防工事などの計画的な治水・治山事業を促進します。 上記のとおり、表現を追加する。</p>		<p>地域協議会からの危険箇所に対する計画的な安全対策の記述に関する意見を踏まえて、追加する。</p>
	77	5	<p>津久井町地域 地域づくりの方針(案) 2. 都市力を高める都市づくり ②津久井広域道路沿道の金原地区では、既存の工業団地の創業環境を維持保全するとともに、既存産業の高度化や新たな産業用地の創出に取り組み、産業振興に寄与する<u>拠点</u>の形成を図ります。 上記のとおり、表現を修正する。</p>	<p>津久井町地域 地域づくりの方針(案) 2. 都市力を高める都市づくり ②津久井広域道路沿道の金原地区では、既存の工業団地の創業環境を維持保全するとともに、既存産業の高度化や新たな産業用地の創出に取り組み、産業振興に寄与する<u>工業団地</u>の形成を図ります。</p>	<p>パブリックコメントからの工業団地ではあまりにも具体的過ぎるという意見を踏まえ、修正する。</p>
	78	11	<p>津久井町地域 地域づくりの方針(案) 4. 環境と共生する都市づくりの方針 ④串川や道志川、津久井湖、宮ヶ瀬湖などでは、豊かな河湖畔林のみどりなど、多様な生物の生息環境を保全するとともに、水と親しめる水辺環境の形成を図ります。 上記のとおり、表現を追加する。</p>	<p>津久井町地域 地域づくりの方針(案) 4. 環境と共生する都市づくりの方針 ④道志川や津久井湖、宮ヶ瀬湖などでは、豊かな河湖畔林のみどりなど、多様な生物の生息環境を保全するとともに、水と親しめる水辺環境の形成を図ります。</p>	<p>地域協議会からの身近な河川として串川もあるという意見を踏まえ、例示を追加する。</p>

該当箇所			修正後	修正前	備考
No.	頁	行			
	79 83 87	20	各地域 地域づくりの方針(案) 8. 災害に強い都市づくりの方針 ②震災時の被害を最小限に抑えるために、適切な土地利用の誘導を行なうほか、 <u>避難場所や避難所などの充実やライフラインの耐震化を促進します。</u> 上記のとおり、表現を追加する。	津久井町地域 地域づくりの方針(案) 8. 災害に強い都市づくりの方針 ②震災時の被害を最小限に抑えるために、適切な土地利用の誘導を行なうほか、 <u>防災拠点の充実やライフラインの耐震化を促進します。</u>	防災拠点が不明確という意見を踏まえて、例示を追加する。
	84		相模湖町地域 地域づくり方針図 ・「相模湖自然公園ふるさとの森」の位置を、地区境界線上に表記する。 ・「一本杉」を「高塚山」に修正する。 ・「小原宿本陣」、「小原の郷」の位置を修正する。 ・「明王峠」、「影信山」、「小仏峠」、「小仏城山」 上記のとおり、表現を追加する。		地域協議会からの図面修正の要望を踏まえ、表記を修正、追加する。
	157	5	VII マスタープランの実現に向けて (1)都市づくりの基本的な進め方 ②関係機関との連携 ・ <u>マスタープランで示す方針をもとに、より専門的な事業を計画的に推進するため、大学や企業などの研究機関と連携を図り、より確実な計画の実現化に取り組みます。</u> 上記のとおり、表現を追加する。		都市計画審議会での産学官連携の活用に関する意見を踏まえ、追加する。